(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

No.	情報照会者	法令上の 根拠 (項		特定個人情報	情報提供者
1	厚生労働大臣	番)	健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第五条第二項 の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保 険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬 剤師の登録に関する事務であって第三条で定めるもの	住民基本台帳法(昭和四十 二年法律第八十一号)第七 条第四号に規定する事項 (以下「住民票関係情報」 という。)であって第三条 で定めるもの	市町村長
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であっ て第四条で定めるもの	住民票関係情報であって第 四条で定めるもの	市町村長
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であっ て第五条で定めるもの	住民票関係情報であって第 五条で定めるもの	市町村長
4	厚生労働大臣		船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が 行うこととされた船員保険に関する事務であって第七 条で定めるもの	住民票関係情報であって第 七条で定めるもの	市町村長
5	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を 改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条 及び第九条において「平成十九年法律第三十号」とい う。) 附則第三十九条の規定によりなお従前の例による ものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定に よる改正前の船員保険法による保険給付の支給に関す る事務であって第九条で定めるもの	住民票関係情報であって第 九条で定めるもの	市町村長
6	都道府県知事		児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による 養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又 は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは 特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であ って第十三条で定めるもの	住民票関係情報であって第 十三条で定めるもの	市町村長
7	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	住民票関係情報であって第 十五条で定めるもの	市町村長
8	市町村長		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第 十七条で定めるもの	市町村長
9	都道府県知事又は市 町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関 する事務であって第二十二条で定めるもの	住民票関係情報であって第 二十二条で定めるもの	市町村長
10	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する 事務であって第三十条で定めるもの	住民票関係情報であって第 三十条で定めるもの	市町村長
11	市町村長		身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	住民票関係情報であって第 三十九条で定めるもの	市町村長
12	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院 措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条 で定めるもの	住民票関係情報であって第 四十一条で定めるもの	市町村長

13	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	住民票関係情報であって第 五十条で定めるもの	市町村長
14	公営住宅法第二条第 十六号に規定する事 業主体である都道府 県知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定 する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管 理に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報であって第 五十五条で定めるもの	市町村長
15	日本私立学校振興· 共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である 給付の支給に関する事務であって第五十九条で定める もの	住民票関係情報であって第 五十九条で定めるもの	市町村長
16	厚生労働大臣又は共 済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金 の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	住民票関係情報であって第 六十条で定めるもの	市町村長
17	文部科学大臣又は都 道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	住民票関係情報であって第 六十一条で定めるもの	市町村長
18	都道府県教育委員会 又は市町村教育委員 会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	住民票関係情報であって第 六十五条で定めるもの	市町村長
19	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する 事務であって第六十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第 六十七条で定めるもの	市町村長
20	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第 六十八条で定めるもの	市町村長
21	市町村長 又は国民健 康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	住民票関係情報であって第 七十一条で定めるもの	市町村長
22	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	住民票関係情報であって第 七十五条で定めるもの	市町村長
23	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第 七十七条で定めるもの	市町村長
24	住宅地区改良法第二 条第二項に規定する 施行者である都道府 県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に 規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。) の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更 又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同 条で定めるもの	住民票関係情報であって第 七十八条で定めるもの	市町村長
25	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事 務であって第八十三条で定めるもの	住民票関係情報であって第 八十三条で定めるもの	市町村長
26	地方公務員共済組 合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	住民票関係情報であって第 八十五条で定めるもの	市町村長
27	地方公務員共済組合 又は全国市町村職員 共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	住民票関係情報であって第 八十六条で定めるもの	市町村長

28	市町村長	86	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による 福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定める もの	住民票関係情報であって第 八十八条で定めるもの	市町村長
29	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第 八十九条で定めるもの	住民票関係情報であって第 八十九条で定めるもの	市町村長
30	厚生労働大臣又は都 道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児 童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で 定めるもの	住民票関係情報であって第 九十三条で定めるもの	市町村長
31	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児 福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律 第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に 関する事務であって第九十四条で定めるもの	住民票関係情報であって九 十四条で定めるもの	市町村長
32	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第 九十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第 九十八条で定めるもの	市町村長
33	市町村長(児童手当 法第十七条第一項の 表の下欄に掲げる者 を含む。)	106	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百八条で定めるもの	市町村長
34	厚生労働大臣	110	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第百十二条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百十二条で定めるもの	市町村長
35	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって 第百十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百十七条で定めるもの	市町村長
36	厚生労働大臣	118	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規 定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するも のとされた年金である保険給付の支給に関する事務で あって第百二十条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百二十条で定めるもの	市町村長
	特定優良賃貸住宅の 供給の促進に関する 法律第十八条第二項 に規定する賃貸住宅 の建設及び管理を行 う都道府県知事又は 市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百二十六条で定めるもの	市町村長
38	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百三十一条で定めるもの	市町村長
	平成八年法律第八十 二号附則第三十二条 第二項に規定する存 続組合又は平成八年 法律第八十二号附則 第四十八条第一項に 規定する指定基金	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百三十二条で定めるもの	市町村長
40	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百三十四条で定めるもの	市町村長

41	都道府県知事	136	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)に よる被災者生活再建支援金の支給に関する事務であっ て第百三十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百三十八条で定めるもの	市町村長
42	都道府県知事又は保 健所を設置する市 (特別区を含む。)の 長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又 は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で 定めるもの	住民票関係情報であって第 百三十九条で定めるもの	市町村長
43	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下 「平成十三年統合法」という。) 附則第十六条第三項の 規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給する ものとされた年金である給付の支給に関する事務であ って第百四十条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百四十条で定めるもの	市町村長
44	独立行政法人日本学 生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第 九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務で あって第百四十三条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百四十三条で定めるもの	市町村長
45	都道府県知事又は市 町村 長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援 事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百四十六条で定めるもの	市町村長
46	厚生労働大臣	149	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時 効の特例等に関する法律(平成十九年法律第百十一 号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であ って第百五十一条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百五十一条で定めるもの	市町村長
47	厚生労働大臣	150	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の 遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年 法律第三十七号)による保険給付遅延特別加算金又は 給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第百 五十二条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百五十二条で定めるもの	市町村長
48	文部科学大臣、都道 府県知事又は都道府 県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する 事務であって第百五十三条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百五十三条で定めるもの	市町村長
49	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百五十四条で定めるもの	市町村長
50	市町村長	155	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五 号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・ 子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十 七条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百五十七条で定めるもの	市町村長
51	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金 生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五 十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第 百五十八条で定めるもの	市町村長
52	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定める もの	住民票関係情報であって第 百六十条で定めるもの	市町村長